

琉球大学文化団体連合会規約

(昭和48年度第2回代議員会)

第1章 総則

第1条 本会は、中央委員会の下にあって、学生会会則第2章第5節に定める研究倶楽部のうち文科系の団体・学生新聞部を以て組織し、琉球大学文化団体連合会と称する。

第2条 本会は事務局を琉球大学内に置く。

第3条 各加盟団体の独立性と自主性を尊重し、相互の連絡と協力により本学学生の文化活動を促進し、以て学生生活の充実と向上に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 講演会、研究発表会等の開催
- 2 加盟団体の主催する事業に対する後援
- 3 他の大学の同種の組織との連絡又は協力
- 4 その他執行委員会において本会の目的達成のため必要と認める事項

第5条 本会が大学外の団体に加盟し、又はこれらに協同して事業を行う場合には、代議員会及び中央委員会の承認を経なければならない。

第6条 本会は、琉球大学体育団体連合会との間に連絡協議会を組織する。

第7条 本会は、学生会会則第2章第5節に定める事項を中央委員会に対して果たさなければならない。

第8条 本会の加盟団体は、その目的とする事業の性質に従ってこれを次の2部に分ける。

- 1 学術部門
- 2 芸術部門

第2章 機関

第9条 本会に次の機関を置く。

- 1 代議員会
- 2 執行委員会 若干名
- 3 委員長・副委員長 各1名
- 4 事務局—執行委員会の下に置く。

第10条 代議員会は加盟団体の代議員各1名を以て構成し、最高決定機関とする。

第11条 代議員会は、前後期各1回、定期にこれを開催する。但し、執行委員会が必要と認めるとき、又は5分の1以上の代議員から請求があったときはこれを開催しなければならない。また5分の1以上の代議員でもって議案を提案することができる。

第12条 代議員会は、委員長が、これを召集し、議長をつとめる。

第13条 代議員会は、全代議員数の3分の1をもって定足数とし、その決議は、過半数の同意による。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第14条 執行委員は、各部門毎に、10団体に対して1名の割合を以て前期の代議員会において代議員のうちからこれを選出し、中央委員代表1名を加えて執行委員会を構成する。

第15条 正副委員長は、執行委員会においてその互選によりこれを定める。委員長は、会務を総理し、本会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を行う。

第16条 執行委員会は、代議員会の決議、その他の会務の執行の責に任ずる。

第3章 経理

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終る。

第18条 本会の経費は、学生会の研究倶楽部予算及び大学からの助成金、寄付金及びその他の収入を以てこれにあてる。

第19条 本会の予算及び決算は、執行委員会で審議し、代議員会及び中央委員会の承認を得なければならない。

第4章 雑則

第20条 本規約を改正するには、執行委員会において起草し、代議員会において、第13条の規定にかかわらず3分の2以上の議決で以て決定する。

第21条 本規約は昭和48年6月14日をもって効力を発する。